

答 申

豊中市文化芸術推進プランの見直しについて

平成29年(2017年)12月

豊中市文化芸術振興審議会

## 1. はじめに

平成28年(2016年)8月、当審議会は、豊中市長から、豊中市文化芸術振興の推進について、諮問を受けた。

諮問を受け、平成28年度(2016年度)に4回、平成29年度(2017年度)に4回、これまでの市の取組み、文化芸術をめぐる国の動き等を踏まえ、豊中市文化芸術推進プラン(以下「推進プラン」という。)の見直しの方向性や留意すべきこと等について審議を行った。このたび、2か年にわたる審議をとりまとめ、下記のとおり答申する。

## 2. 今回の見直しの趣旨について

推進プランは、平成24年度(2012年度)から平成32年度(2020年度)を計画期間としている。文化芸術センターが供用開始となった段階で中間見直しを行うこととされていることから、このたび、見直しを実施されるものである。

ところで、同プランは、計画期間の半ばを過ぎて3年を残すのみとなり、すでに、これに続く計画の策定が課題となる時期に来ている。

また、本年6月に施行された文化芸術基本法において、基礎自治体は文化芸術推進基本計画を定めるよう努めるものとされ、その策定に向けた検討も想定される場所である。

以上のとおり、推進プランに関しては、計画期間の満了と、これに伴う次期計画の策定、法に基づく文化芸術推進基本計画についての検討等が具体的に視野に入る状況となっている。

これらの状況を踏まえ、今回の推進プランの見直しは、後継の計画を見据えた必要な範囲での修正等とすることが適切であり、現行プランの基本的な構成を維持しつつ、残りの計画期間(3年間)に推進する取組みを適切に位置づける等して、次期計画への円滑な移行をめざして行われることが望ましいと考える。

また、市においては、人口推計や社会状況等を踏まえた新たな施策展開に向け、第3次総合計画の計画期間の終期を前倒して、平成30年度(2018年度)からは第4次総合計画がスタートする予定である。第3次総合計画においては、「市民文化の創造に向けたしくみづくり」が掲げられているが、文化芸術センターが開設され、また、現在、(仮称)豊中文化ファンドの創設も検討中である等、しくみは整いつつあると言える。今後は、音楽に加えて美術、演劇ほかの多様な文化芸術分野において、これらのしくみを活かした鑑賞の機会や活動の場の提供、多彩な事業展開等が期待される場所である。

なお、同計画においては、リーディングプロジェクトとして市の南部地域の活性化への取組みが掲げられる予定である。文化芸術振興に係る施策を推進されるにあたって、全市的な取組みに加え、南部地域はもとより、各地域の歴史や特性、課題等に合わせたストーリーと事業の展開が重要であるとする。

### 3. 推進プランに基づく取組みの成果と課題

推進プランの見直しは、取組みの成果を踏まえながら、将来に向け、残された課題の解決をめざす事業展開等を見据えて行われるべきである。これまでの取組みの成果と課題について、次のとおり示すので、参考にされたい。

まず、市は、市内に立地する大学やオーケストラ、市民活動団体等と協働で、音楽あふれるまちを具現化する取組みを推進され、平成27年度(2015年度)には、府内で初めて、文化庁長官表彰「文化芸術創造都市部門」の被表彰都市となった。これは、文化芸術の創造性を活用し、地域の特性を活かした活動の成果が評価されたものである。

次に、平成29年(2017年)1月には、待望の文化芸術センターを開設され、指定管理者と連携して、その強みを活かし、音楽あふれるまちにふさわしい事業を展開されている。一方で、場としてのコラボレーションセンターの設置には至っていないものの、今後は、推進プランに掲げる役割をさらに発展させ、とりわけ、文化芸術活動に係る人材の育成、文化情報の受発信に重点を置き、文化芸術センターの機能強化を図ることが必要であるとする。

また、本年2月及び9月に本審議会が行った答申を踏まえた「(仮称)豊中文化ファンド」の創設と、これを有効に活用した、豊中らしく、多彩な取組みの展開が課題である。

以上のほか、今後の主な課題は次のとおりであるとする。

- (1) 人材の育成…子どもたちの豊かな感性等を育むことや、アートマネジメント等の文化芸術を支える人材の充実等
- (2) 多様な主体との連携の推進…市民等による文化芸術活動への支援や、文化芸術創造都市間の連携等
- (3) 音楽あふれるまちづくりの一層の推進…クラシック以外の多彩なジャンルでの展開、事業の実施時期の拡充(秋の音楽月間に加えての事業実施)等
- (4) 文化芸術の力を活かしたまちづくりの推進…教育等の他分野との連携、社会的包摂や地域活性化の取組み、音楽以外(美術やパフォーミングアーツ等)の基軸の確立等
- (5) 地域資源の活用・発信…美術・博物等の分野における地域資源の活用や発信、地域の歴史、課題等に応じたストーリーでの事業展開等

### 4. 推進プランの見直しにあたって留意すべきこと

推進プランの見直しにあたっては、次の事項に留意されることが必要であるとする。なお、参考に、別紙を参照されたい。

#### (1) 「I 豊中市文化芸術推進プランの基本的な考え方」について

上記2及び3で述べたことを反映した文面とされたい。また、特に、「3. 基本視点と戦略」については、戦略として、(仮称)豊中文化ファンドを活用した安定的かつ継続的な取組みの推進を掲げるとともに、文化芸術センターの役割を明記されたい。なお、文化芸術基本法において規定された新たな課題(観光等の他分野との連携、食文化等)への対応についても触れられたい。

## (2)「Ⅱ 推進プログラム」について

### ①プログラム構成について

現行の5つのプログラム構成を基本的に維持しつつ、取組みの進捗状況、今後の施策展開等を踏まえた構成とされることが適切であると考ええる。

例えば、「2. 大学のあるまちとよなかの推進」と「4. 協働のしくみづくりの推進」については、大学、事業者、多様な主体等と連携した取組みの推進という点が共通することから、統合のうえ、多様な主体との連携による取組みの推進に関するプログラムを設定することが考えられる。また、文化芸術の力を活かした社会的包摂、地域活性化等の取組みの推進については、文化芸術基本法において新たに規定されるとともに、(仮称)豊中文化ファンドに係る2つの答申の中でも提示したことを踏まえ、文化芸術の力を活かしたまちづくりの推進に関するプログラムを新たに設定すること等が考えられる。

### ②掲げる項目について

すでに取組みを進めている事業等に替えて、(仮称)豊中文化ファンドの活用に係る答申において提示した視点等を踏まえて平成32年度までの3年間に推進される主な取組みを掲げることが必要であると考ええる。

なお、将来にわたる安定的かつ効果的な事業の展開に向けては、文化芸術活動に係る施設、設備等といった環境の充実も重要であると考ええる。当面は、特に、文化芸術センター以外のホールについて、例えば設備機器等の老朽化が顕著に見られることを踏まえ、計画的な更新が課題であると思われる。

## (3)「Ⅲ 推進プランの具体化にあたって」について

推進プランに基づく取組みの展開にあたっては、市民ホールの指定管理者と連携し、多様な文化芸術の鑑賞や表現の機会を提供することや文化情報の受発信を充実させること等が必要であると考ええる。また、効果的な取組みの推進に向けては、評価と進行管理、そのための指標の設定を適切に行うことが重要であることから、その旨、明記されたい。

## 4. むすびに

待望の文化芸術センターの開設を果たされ、また、課題であった(仮称)豊中文化ファンドの創設も、具体的に想定できる段階にきている。文化芸術基本法が施行される等、文化芸術をめぐる状況は、今後もさまざまな動きがあるものと思われる。この法において基礎自治体が努めることとされた文化芸術推進基本計画の策定ほかの新たな課題等に関して、市はすでに取り組んでこられたことも多い。これまでの成果と課題を踏まえて十分に検討し、対応されることが適切であると考ええる。

この答申を踏まえて推進プランを適切に見直され、後継計画の策定と、次の段階の取組みの充実につながられること、また、今後も引き続き、文化芸術のさらなる振興に向けた施策等を推進されることを大いに期待するものである。